

福祉協力員の手引き



【地域ささえあい計画】

第3次白山市地域福祉計画・白山市地域福祉活動計画（基本理念）

誰もが安心して住み慣れた地域で
暮らしていくために
同じ地域に住む方々で見守り
支え合う地域をつくりましょう

白山市・白山市社会福祉協議会

令和4年12月

● 今、地域で求められていること

少子高齢化の進展により、家庭環境や地域、社会の構造が大きく変化し、ライフスタイルの多様化やコロナ禍の影響などから、身近な住民同士のつながりが希薄化しています。

さらに、令和4年8月の加賀地方を中心とした豪雨災害のように、台風や土砂災害等の大規模災害が毎年のように頻発しており、こうした自然災害への備えとしても、地域における相互扶助の重要性が再認識され、「地域のつながりが被害を最小限に防ぐ」ということが広く知られるようになってきました。

誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指すため、地域の住民同士のつながりや支え合いが、身近な地域において求められています。

こうした背景を踏まえて、白山市では、市内全域に『福祉協力員』を配置し、住民同士の見守り活動を推進することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを**目指しています**。

● 福祉協力員とは

- ・誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、町内における住民同士の見守り活動等を推進する役割を担う人のことです。

委嘱は町会の推薦を受け、市長、市社会福祉協議会長が委嘱します。

※市より腕章が貸与されますので、見守り活動や訪問活動の際には必要に応じて腕章を身に付けてください。



● 福祉協力員の役割

○地域で気になる人の見守りや声かけ等



同じ町内の中で、ひとり暮らし高齢者や障害のある方、子育て世代等で気になる人に対して、見守りや声掛けを行いましょう。

定期的に見守りや声かけを行うことで、問題を早期発見し、適切な対応、対処につなげることになります。

また、日頃から見守りや声かけなどを行うことが、災害時や緊急時の避難誘導に役立てられ、安心・安全なまちづくりにつながります。

○ふれあいサロン等の地域福祉活動への参加・協力



町内会や地区社会福祉協議会が主催する地域福祉活動、ふれあいサロン等に参加・協力をしましょう。

【福祉協力員の活動ポイント】

1 チームを作って見守りしましょう。



福祉協力員だけで見守り活動を行うのではなく、町内会長、民生委員、隣近所の人などと連携して、複数で見守りや声かけを行うチームを作りましょう。

また、回覧板を持っていく際など、日頃のお付き合いや町内会の行事などをうまく活用して、無理なく継続できるかたちで、見守り活動を行いましょう。

2 対象者の立場・気持ちになって関わりましょう。



「～してあげる」というのではなく、同じ町内に住む良き理解者として、対象者の立場、気持ちになって関わりましょう。

3 気になることは一人で抱え込まないようにしましょう。



見守り活動を行う中で気づいたことがあれば、1人で抱え込まず、民生委員や町内会長とよく相談しましょう。

また、困ったことがあれば、市や社会福祉協議会（市・地区）に相談するなど、関係機関へつないで下さい。

4 福祉の情報（制度・資源等）を知りましょう。



福祉の情報を知ること、自分の生活や地域を振り返ることができ、見守りの視点が広がります。地区単位で行われる「福祉協力員研修会」等には、積極的に参加しましょう。（各地区社協研修会）

また、地域で開催されている「ふれあいサロン」や「地区社会福祉協議会等の地域福祉活動」に参加・協力しましょう。

5 知り得た情報や秘密を守りましょう。（秘密保持）



福祉協力員も地域に住む住民のひとりです。お互いの信頼関係を大切にするためにも、知り得た秘密事項（プライバシーに関する事）はむやみに外部に口外しないように気をつけましょう。

6 活動中の事故やケガの補償



福祉協力員として委嘱された方は、ボランティア活動保険に加入しますので、活動中の傷害・賠償事故に対して一定の補償があります。（個人負担はありません）

事故やケガをされた場合は、速やかに市社会福祉協議会までご連絡下さい。

【気になるサインの例】

1 洗濯物の確認

夜になっても洗濯物が干したままだったり、反対に何日も干していない場合。



2 室内の電灯の確認

何日も続けて夜間に電灯がついていない場合。



3 ごみの確認

いつもごみを出していた人が突然ごみを出さなくなったり、**ごみの曜日を間違えたり、ごみの分別ができなくなった場合など。**

4 新聞、郵便、宅配便の確認

郵便受けに新聞や郵便物がたまっている場合。

活動の具体例

ふれあいサロンや敬老会等の地域のイベントへの参加を呼びかけたり、普段からこまめに声かけをすることも、大切な見守り活動の一つです。



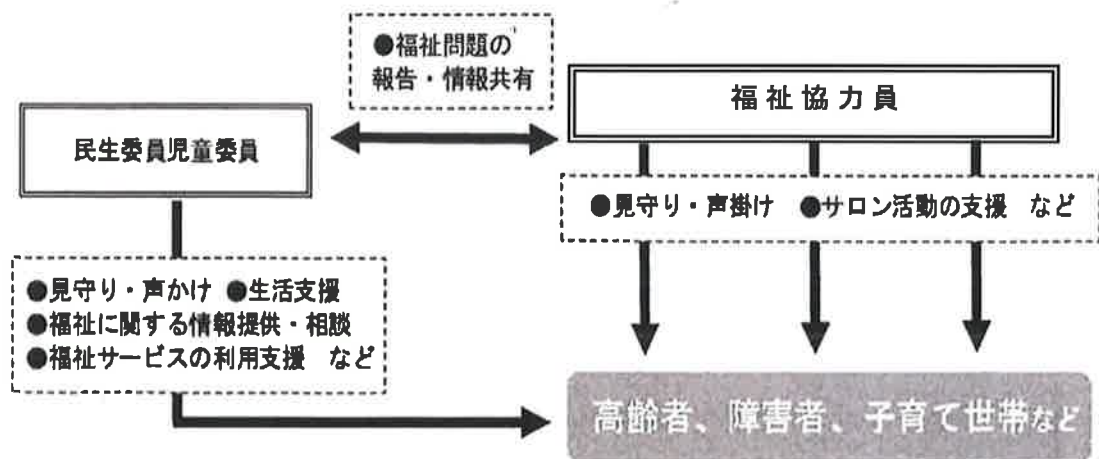
●みんながつながる地域づくり 地域の支え合い活動の推進

○市民や関係する活動主体の取り組み

個人情報やプライバシーに留意しながら、身近な地域での住民同士の見守り活動を推進していきましょう。

市や市社協、関係機関と連携した見守り活動を行っていきましょう。

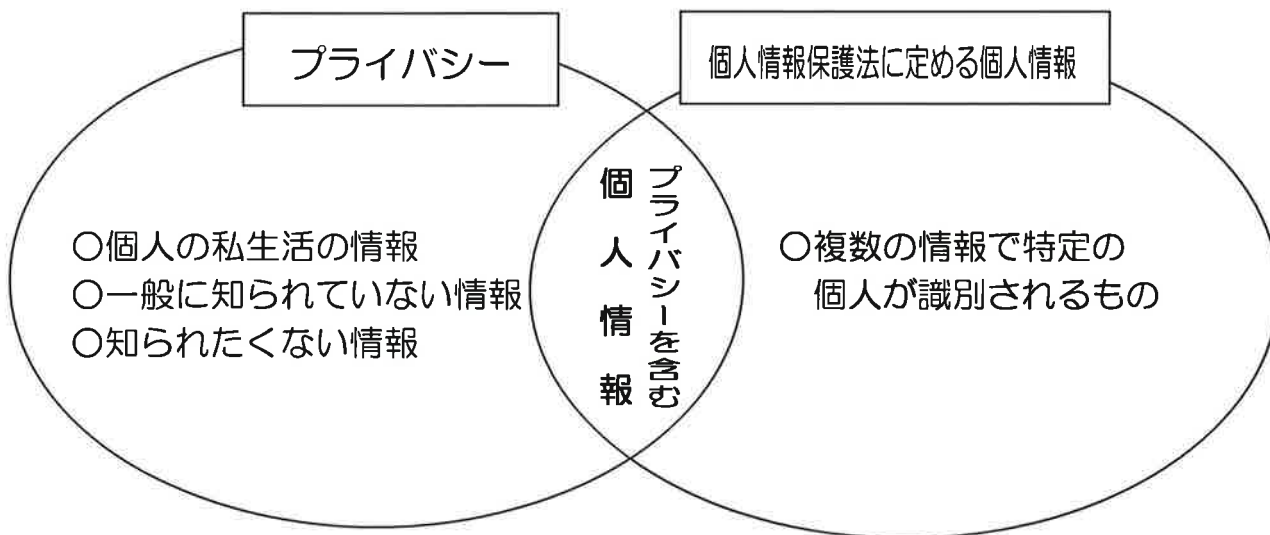
■民生委員児童委員および福祉協力員の役割イメージ



地区社協が主催する民生委員児童委員、福祉協力員、
町内会を含めた見守り活動研修会

● 対象者の秘密（プライバシー）を守りましょう！

封書の表面の宛名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報と考えるとわかりやすいといわれています。個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報とは異なります。



大切なこと

- ・町内で見守り活動をするうえで知り得たプライバシーに関する情報（個人の秘密）は、みだりに口外してはいけません。
- ・活動上知り得た個人情報は、見守り活動や、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- ・個人情報保護の原則を守ることは大切ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生したとき、あるいはその恐れがあると判断されたときは、個人の生命や身体の安全を守ることが優先されます。



・情報を共有することが、本人及び地域住民の利益になることを考え、関係者がお互いに連携、協働していくことが今後ますます重要になってきます。

●福祉協力員についてのご相談、お問合せ先

【白山市】

白山市健康福祉部 生活支援課	倉光二丁目1番地	(076)274-9509	(076)274-9519
----------------	----------	---------------	---------------

■各支所及びサービスセンター

支所名	所在地	電話番号	FAX番号
美川支所 市民福祉課	美川浜町ヨ103番地	(076)278-8118	(076)278-6450
鶴来支所 市民福祉課	鶴来本町四丁目ヌ85番地	(076)272-1113	(076)272-2754
河内市民サービスセンター	河内町福岡77番地 かわち保健センター内	(076)272-1100	(076)272-4866
吉野谷市民サービスセンター	佐良ニ136番地 吉野谷公民館内	(076)255-5011	(076)255-5440
鳥越市民サービスセンター	別宮町口170番地 鳥越公民館内	(076)254-2011	(076)254-2305
尾口市民サービスセンター	瀬戸午10番地 尾口公民館内	(076)256-7011	(076)256-7014
白峰市民サービスセンター	白峰ハ157番1地 白峰福祉複合施設カルテット	(076)259-2011	(076)259-2445

【市社会福祉協議会】

白山市社会福祉協議会	倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター内	(076)276-3151	(076)276-4535
------------	---------------------------	---------------	---------------

■各支所

支所名	所在地	電話番号	FAX番号
白山市社会福祉協議会 美川支所	平加町ヌ119番地1 美川福祉ステーション内 ※令和5年7月に移転予定 (移転先: 美川永代町ヲ266-1)	(076)278-8555	(076)278-8511
白山市社会福祉協議会 鶴来支所	月橋町699番地2 鶴来ほうらい荘内	(076)272-2750	(076)272-2759
白山市社会福祉協議会 河内支所	河内町福岡77番地 白山市河内市民サービスセンター内	(076)272-1099	(076)272-4866
白山市社会福祉協議会 吉野谷支所	佐良ニ136番地 白山市吉野谷市民サービスセンター内	(076)255-5139	(076)255-5440
白山市社会福祉協議会 鳥越支所	上野町ト22番地 鳥越老人福祉センター内	(076)254-2446	(076)254-2499
白山市社会福祉協議会 尾口支所	瀬戸午10番地 白山市尾口市民サービスセンター内	(076)256-7013	(076)256-7014
白山市社会福祉協議会 白峰支所	白峰ハ157番1地 白山市白峰市民サービスセンター内	(076)259-8001	(076)259-2445

●福祉についての相談窓口

■高齢者に関する相談窓口

白山市健康福祉部 長寿介護課	所在地	電話番号	FAX番号
	倉光二丁目1番地	(076)274-9529	(076)275-2211

■地域包括支援センター

お住いの地区	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	FAX番号
松任・一木 林中・山島	白山市地域包括支援センター 松任中央	若宮二丁目34番地	(076)272-5999	(076)275-0014
旭・中奥・郷	白山市地域包括支援センター 光野	番匠町443番地 光野デイサービスセンター内	(076)274-7718	(076)274-7955
出城・御手洗 千代野	白山市地域包括支援センター 千代野	千代野東五丁目1-2 千代野会館内	(076)276-1011	(076)276-3005
石川・柏野 笠間・宮保 加賀野	白山市地域包括支援センター 笠間	笠間町1738番地 特別養護老人ホーム松美苑 内	(076)274-6771	(076)274-6772
美川・蝶屋 湊	白山市地域包括支援センター 美川	平加町又119番地1 美川福祉ステーション内 ※令和5年7月に移転予定 (移転先: 美川永代町ヲ266- 1)	(076)278-8585	(076)278-8511
一ノ宮・鶴来 蔵山・林 館畑	白山市地域包括支援センター 鶴来	鶴来水戸町ノ1番地 公立つるぎ病院内	(076)272-3950	(076)272-4066
河内・吉野谷 鳥越・尾口 白峰	白山市地域包括支援センター 大門園	佐良口123番地 特別養護老人ホーム大門園 内	(076)255-5225	(076)255-5228

■障害者に関する相談窓口

白山市健康福祉部 障害福祉課 障害者相談支援センター	所在地	電話番号	FAX番号
	倉光二丁目1番地	(076)274-9526	(076)275-2211
白山市発達相談センター	倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター内	(076)276-8819	(076)276-6291

■相談支援事業所

相談事業所名	運営主体	所在地	電話番号	FAX番号
ピース サポート B's Support	社会福祉法人佛子園	北安田町548番地2	(076)275-0656	(076)275-0689
障害者地域生活支援セン ターエポック	社会福祉法人ひびき	若宮三丁目72番地1	(076)276-6453	(076)276-9292
ピアサポートはくさん	社会医療法人財団 松原愛育会	博労一丁目54番地	(076)272-8414	(076)272-8416

相談事業所名	運営主体	所在地	電話番号	FAX番号
に じ	社会福祉法人 松の実福社会	徳丸町589番地3	(076)276-6452	(076)274-2360
白山市社協 障害福祉相談支援事業所	社会福祉法人 白山市社会福祉協議会	倉光八丁目16番地1	(076)276-3151	(076)276-4535
サポートライフ ココネット	NPO法人 あじさいの家	八幡町247番地	(076)272-2721	(076)272-3790
あんず	NPO法人 美川あんずの家	平加町ヌ119番地1	(076)278-7775	(076)282-7475
支援センター青い鳥	社会福祉法人 鳥越福社会	杉森町へ1番地1	(076)254-8181	(076)254-8188
おりーぶ白山	社会福祉法人 若宮福社会	茶屋一丁目15番地1	(076)276-6970	(076)276-6971
煌	特定非営利活動法人 プアップ	末広二丁目35番地	076(275)-5055	076(214)-7055
Smileプランはくさん	一般社団法人 ソーシャルプロジェクト	鶴来水戸町四丁目74	076(220)-6925	

■こどもに関する相談窓口

白山市健康福祉部こども子育て課	所在地	電話番号	FAX番号
	倉光二丁目1番地	(076)274-9527	(076)274-9547
白山市子ども総合相談室	倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター内	(076)274-1792	(076)276-6291
白山市発達相談センター	倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター内	(076)276-8819	(076)276-6291

■子育て世代包括支援センター

白山市健康センター松任	所在地	電話番号	FAX番号
	倉光三丁目100番地	(076)274-2155	(076)274-2158
白山市鶴来保健センター	月橋町697番地1	(076)272-3000	(076)272-3202
白山市子育て支援センターげんきっこ内「たんぽぽ」	倉光八丁目16番地1	(076)274-8137	(076)274-8138
認定NPO法人おやこの広場あさがお	殿町39番地	(076)275-8677	(076)275-8677

■その他の相談窓口

白山市市民相談室	所在地	電話番号
	倉光二丁目1番地	(076)274-9531
白山市消費生活センター	倉光二丁目1番地	(076)274-9507
女性なんでも相談	倉光二丁目1番地	(076)274-9530
DVホットライン白山	電話相談※女性相談員が対応	(076)274-9530
くらしの相談	倉光八丁目16番地1 白山市社会福祉協議会 くらしサポートセンターはくさん	(076)276-9389

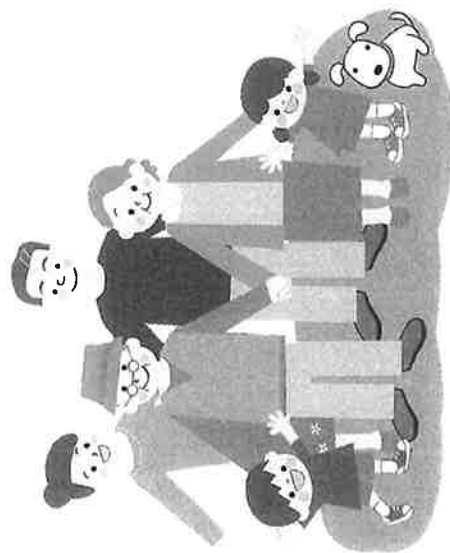
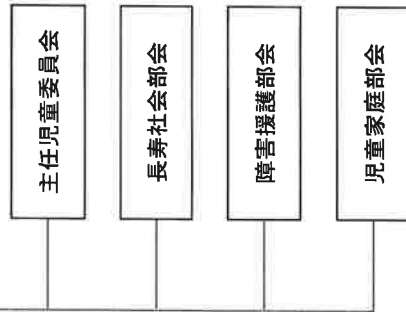
白山市民生委員児童委員協議会組織図

令和4年12月1日現在

白山市民生委員児童委員協議会			
民生委員・児童委員	男	116人	女 114人
主任児童委員	男	4人	女 25人
		計	計 29人

理 事 会	19人
(会長1、副会長4、会計1)	

監事 2人



●地区名

●担当区(公民館)

中央地区				32人	
民生委員・児童委員	男	18人	女 11人	計	計 29人
主任児童委員	男	1人	女 3人	計	計 3人
西南地区				23人	
民生委員・児童委員	男	13人	女 6人	計	計 19人
主任児童委員	男	1人	女 3人	計	計 4人
蕪城地区				19人	
民生委員・児童委員	男	7人	女 9人	計	計 16人
主任児童委員	男	1人	女 2人	計	計 3人
千代野地区				17人	
民生委員・児童委員	男	4人	女 11人	計	計 15人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 2人
光野地区				30人	
民生委員・児童委員	男	10人	女 17人	計	計 27人
主任児童委員	男	1人	女 3人	計	計 3人
松南地区				14人	
民生委員・児童委員	男	6人	女 6人	計	計 12人
主任児童委員	男	1人	女 2人	計	計 2人
美川地区				25人	
民生委員・児童委員	男	12人	女 10人	計	計 22人
主任児童委員	男	1人	女 3人	計	計 3人
鶴来地区				58人	
民生委員・児童委員	男	27人	女 27人	計	計 54人
主任児童委員	男	1人	女 3人	計	計 4人
河内地区				7人	
民生委員・児童委員	男	3人	女 3人	計	計 6人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 1人
吉野谷地区				8人	
民生委員・児童委員	男	4人	女 3人	計	計 7人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 1人
鳥越地区				14人	
民生委員・児童委員	男	7人	女 6人	計	計 13人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 1人
尾口地区				5人	
民生委員・児童委員	男	2人	女 2人	計	計 4人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 1人
白峰地区				7人	
民生委員・児童委員	男	3人	女 3人	計	計 6人
主任児童委員	男	1人	女 1人	計	計 1人

●事務局(問い合わせ先)

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

松任

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

石川、柏野、笠間、宮保、加賀野

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

一木、出城

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

御手洗、千代野

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

旭、中奥、郷

白山市社会福祉協議会
TEL 276-3151

林中、山島

白山市社会福祉協議会
美川支所
TEL 278-8555

美川、蝶屋、湊

白山市社会福祉協議会
鶴来支所
TEL 272-2750

一ノ宮、鶴来、蔵山、林、館畑

白山市社会福祉協議会
河内支所
TEL 272-1099

河内

白山市社会福祉協議会
吉野谷支所
TEL 255-5139

吉野谷

白山市社会福祉協議会
鳥越支所
TEL 254-2446

鳥越

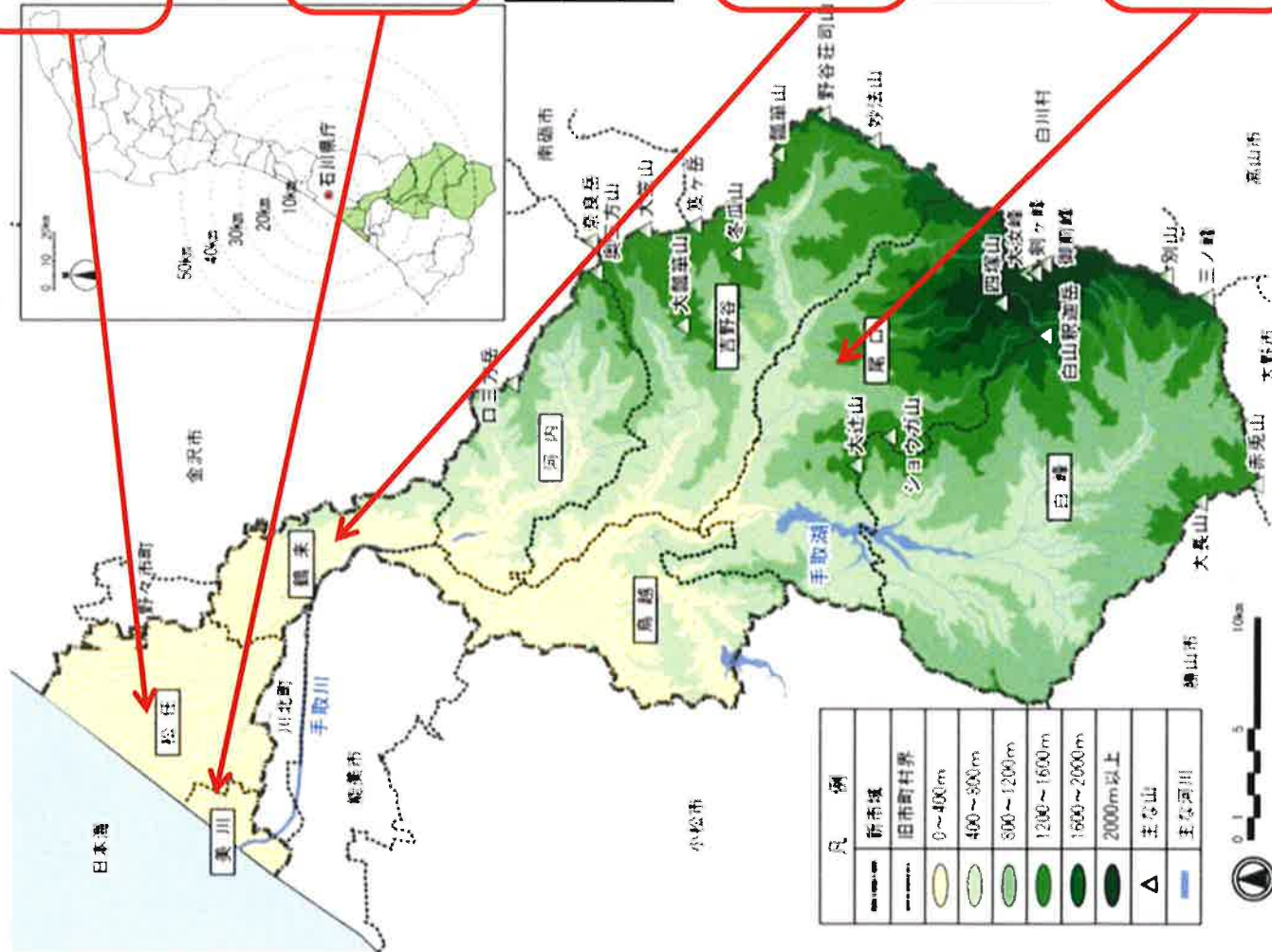
白山市社会福祉協議会
尾口支所
TEL 256-7013

尾口

白山市社会福祉協議会
白峰支所
TEL 259-8001

白峰

地区社会福祉協議会の状況



松任地区社会福祉協議会
石川地区社会福祉協議会
柏野地区社会福祉協議会
笠間地区社会福祉協議会
宮保地区社会福祉協議会
一木地区社会福祉協議会
出城地区社会福祉協議会
御手洗地区社会福祉協議会
旭地区社会福祉協議会
中奥地区社会福祉協議会
林中地区社会福祉協議会
郷地区社会福祉協議会
山島地区社会福祉協議会
千代野地区社会福祉協議会
加賀野地区社会福祉協議会

河内地区社会福祉協議会
吉野谷地区社会福祉協議会
鳥越地区社会福祉協議会
尾口地区社会福祉協議会
白峰地区社会福祉協議会

美川地区社会福祉協議会
蝶屋地区社会福祉協議会
湊地区社会福祉協議会

鶴来地区社会福祉協議会
蔵山地区社会福祉協議会

白山市福祉協力員設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる思いやりと活力のあるまちづくりの推進を図ることを目的として、白山市福祉協力員（以下「福祉協力員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 福祉協力員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 高齢者、障害者等に対する見守り又は声掛け活動
- (2) 災害時における要配慮者の安否の確認
- (3) 地区社会福祉協議会等が実施する事業の啓発又は協力

(配置)

第3条 福祉協力員は、町内会ごとに1人以上配置するものとする。

2 配置する福祉協力員の人数は、おおむね50世帯に1人とする。

(委嘱)

第4条 福祉協力員は、社会福祉に対して関心、理解及び熱意のある者で、町内会長の推薦を受けたもののうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 福祉協力員の任期は、3年とする。ただし、福祉協力員が欠けた場合における補欠の福祉協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 福祉協力員は、再任されることができる。

(遵守事項)

第6条 福祉協力員は、職務の遂行に当たり次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 個人の人格を尊重すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉協力員としての信用を傷つけ、又は職務全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(庶務)

第7条 福祉協力員に関する庶務は、健康福祉部生活支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される福祉協力員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年11月30日までとする。



白山市・白山市社会福祉協議会